

制 度 名	劇場・音楽堂等機能強化推進事業 (独立行政法人日本芸術文化振興会)	主管課名	生活文化課 文化振興 G		
		問合せ先	029-301-2824		
目的・趣旨	「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」及び「劇場・音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」の目的・内容を踏まえ、音楽、舞踊、演劇等の実演芸術の創造発信や、専門的人材の養成、普及啓発に対する支援のための事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成に資する事業を支援することで、我が国の劇場・音楽堂等の活性化と実演芸術の水準向上を図るとともに、地域コミュニティの創造と再生を推進することを目的とする。				
<p>[対象団体] 地方公共団体等</p> <p>[対象事業] (1) 劇場・音楽堂等機能強化総合支援事業 (2) 地域の中核劇場・音楽堂等活性化事業 (3) 共同制作支援事業 (4) 劇場・音楽堂等間ネットワーク強化事業</p> <p>[補助要件等] (1) 劇場・音楽堂等機能強化推進事業の他の助成事業や文部科学省・文化庁の補助事業、芸術文化振興基金助成事業等の助成を受けていないこと。 (2) 当該活動の実施に際して作成するチラシ、ポスター、プログラム等に文化庁シンボルマーク及び助成事業名、独立行政法人日本芸術文化振興会の文字を表示すること。</p> <p>[対象経費] 事業によって異なる。</p> <p>[補助限度額等] (1) 劇場・音楽堂等機能強化総合支援事業 対象経費の 1/2、自己負担金の範囲内 年間上限額 70,000 千円 (2) 地域の中核劇場・音楽堂等活性化事業 対象経費の 1/2、自己負担の範囲内、 年間上限額 40,000 千円 (3) 共同制作支援事業 対象経費の 1/2、自己負担の範囲内 (4) 劇場・音楽堂等間ネットワーク強化事業 対象事業に必要な旅費及び運搬費の合計額を上限とする。 (5) (1)～(4)の助成事業におけるバリアフリー・多言語対応の取り組みに対しては、それぞれの助成金とは別枠の支援金あり。※支援金上限額は各助成事業によって異なる。</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
事業主体が市町村の場合		補助対象 経 費 の 1/2 他	—	補助額の 残	—
[令和 5 年度当初予算額] — 千円		[令和 5 年度補助対象団体] 令和 5 年 3 月決定予定			
[備考] 令和 5 年度実施事業の募集は終了。例年前年度の 11 月頃募集。					